

匿名組合員様並びに関係者各位

平成 22 年 2 月 1 日
株式会社 RST
代表取締役社長 山本健二

弊社に関する行政処分について

弊社は平成 22 年 1 月 20 日、証券取引等監視委員会による検査結果に基づき、同委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、弊社への行政処分を行うよう勧告されましたが、本日 2 月 1 日関東財務局長より以下の内容の行政処分を受けましたのでお知らせ致します。この度の行政処分により匿名組合員様並びに関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしますことを、衷心よりお詫び申し上げます。

弊社では今回の行政処分を厳粛に受け止め、深く反省致しますとともに、すでに実施済みの施策を含む再発防止施策を通じ、役員・職員一同法令遵守とお客様本位の経営に鋭意、邁進する所存です。

なにとぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 指摘事実(概略)

(1) 出資金の使途が不明な状況

弊社が金融商品取引業の登録を受けた平成 20 年 5 月 16 日から、弊社の前代表取締役社長が退任した同年 8 月末日までの間、前社長に対して、仮払経費名目で支払われた約 930 万円のうち、約 770 万円分について領収書の保管が行われておらず、使途が不明な状況にある。

また、前社長に対して平成 19 年 9 月から同 20 年 8 月までの間、約 1 億 5000 万円を仮払経費として支払っているが、弊社が前社長から「エクアドル事業権利」を 1 億 5000 万円で取得し、相殺した経理処理となっている。

弊社の出資金の使途に係る管理の状況は、金融商品取引法第 51 条の規定による、業務運営の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる場合の要件となる「業務の運営又は財産の状況に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当すると認められる。

(2) 分別管理が確保されていない状況で私募を行う行為

弊社は 6 種類の匿名組合契約に基づく権利の私募を行っているが、弊社の定款及び各匿名組合契約書等において、資金の分別管理に関する定めがなされていないことに加え、出資金等の分別管理が確保されていない状況であるにもかかわらず、私募を行っている状況が認められた。

弊社の出資金等の管理の状況は、金融商品取引業等に関する内閣府令第 125 条に定

める「当該事業者の定款(当該事業に係る規約その他の権利又は有価証券に係る契約その他の法律行為を含む)により(略)基準を満たすことが義務付けられている」とは認められず、「(略)当該金銭を充てて行われる事業を行う者の固有財産その他当該者の行う他の事業に係る財産と分別して管理することが(略)確保されている」とはいえないため、当該状況下で私募を行う行為は、金融商品取引法第 40 条の 3 に違反するものと認められる。

- (3) 収益が発生していない状況で配当金を支払っているにもかかわらず私募を行う行為
弊社は、一部のファンドにおいて、営業者たる弊社に収益が発生していない状況で配当金を支払っているにもかかわらず、私募を行っている状況が認められた。
この状況は、金融商品取引法第 51 条の規定による業務の運営の状況改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる場合の要件となる「金融商品取引業者の業務の運営又は財産の状況に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当すると認められる。

2. 行政処分の内容

(1) 業務停止命令

金融商品取引業の全ての業務(顧客取引の結了のための処理を除く)を、平成 22 年 2 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの 2 ヶ月間、停止すること。

(2) 業務改善命令

- ① 全ての匿名組合契約(以下「ファンド」という)についてファンドごとに次に掲げる事項。
- ・ファンド財産の分別管理を確保するための方策を策定し、早急に実施すること。
 - ・出資金等の入金状況を早急・詳細に把握すること。
 - ・出資金等の支出状況を早急・詳細に把握するとともに、契約に照らし、支出の適切性について検証すること。不適切な支出がある場合は、出資者の意向を踏まえ、ファンド財産回復のための方策を策定し、確実に実施すること。
- ② 「RST 文化遺産サルベージファンド匿名組合」(以下「サルベージファンド」という)について、次に掲げる事項。
- ・上記①のほか、使途不明金等について、その使途、支出の決定者及び支出を決定した理由を検証・把握すること。その上で、その回復方策を策定し、確実に実施すること。
 - ・海外の業務委託先への送金に際して発生したとする被害の回復方策を策定し、確実に実施すること。
 - ・海外の業務委託先の事業の実施状況を、早急・詳細に把握すること。
 - ・上記について出資者に十分説明の上で、その意向を踏まえ、ファンド清算の方針を策定し、これを確実に実施すること。
- ③ 金融商品取引業者として適切な経営管理態勢・内部管理態勢を構築すること。

- ④ 役職員に対し、金融商品取引法その他の関連法令諸規則に関する研修を実施するなど、法令遵守意識の徹底のために必要な対応をとること。
- ⑤ 今般の行政処分について、顧客に十分説明すること。
- ⑥ 上記への対応について、書面により、報告するとともに、以後、その実施状況について随時に報告すること。なお、これらの報告には、疎明資料を添付すること。

3. 今後の対応

弊社は、前社長の個人事業として歴史的沈没船サルベージ事業を開始して以来、匿名組合方式により匿名組合員様並びに関係者各位の皆様から資金協力を得て事業を進めておりましたところ、平成 19 年 9 月末に金融商品取引法が施行されたことにより、事業継続のため第二種金融商品取引業者の登録を完了しました。

金融商品取引業者として同法及び関係諸法令の趣旨に則った営業・管理方法を構築し法令を遵守した事業運営が行えるよう取り組んで参りましたが、杜撰な点、至らぬ点があり十分に改善されていなかったため、今回このような行政処分を受けることとなり、匿名組合員様及び関係者の皆様にご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

また、今回ご指摘の事項のうち、特に分別管理や配当方法の件につきましては、弊社の法令解釈や認識に起因する問題であることに鑑み、「金融商品取引業者の登録をした事業会社」の立場で、今後より理解を深めるよう努力していくことはもちろん、積極的に所管官庁等のご指導を仰いで参りたいと考えております。

皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますよう、伏してお願い申し上げます。

【一部のマスコミ報道について】

本年1月 20 日に証券取引等監視委員会から行政処分を行うよう勧告がなされた際に、一部報道機関によって「全国の投資家から集めた約 8 億円の半分以上が使途不明」との報道されたことは誠に残念なことです。この内容は事実ではなく、所管の関東財務局も「勧告の内容とは異なっている」との見解です。この報道は、弊社が平成 20 年7月に事業を中止し現在、清算中である「エクアドル事業についての匿名組合ファンド」に係るものであり、本事業の経緯については既に当該匿名組合員の皆様にご説明している通りであります。この件につきましても、何卒一層のご理解を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

株式会社 RST 代表取締役社長 山本健二 広報部長 平野和夫
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-17-4
TEL03-5251-3783 FAX03-5251-6030
URL <http://www.rst-corp.jp>